現場説明書

特記事項1

工事名:R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事(一部債務負担)

法令及び規格

1　諸法令の遵守

受注者は，本工事の施工にあたり，次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし，その運営及び適用は，受注者の負担と責任において行うものとする。

イ　労働安全衛生法
ロ　労働安全衛生法施行令
ハ　クレーン等安全規則
ニ　電気設備技術基準
ホ　その他関係法令等

2　適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は，設計書に定めるもののほか，次に掲げる規格に適合したものとする。ただし，監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

イ　クレーン構造規格（ＪＣＡ）
ロ　日本産業規格（ＪＩＳ）
ハ　日本電機工業会規格（ＪＥＭ）
ニ　内線規程（日本電気協会）
ホ　その他関係規格，基準等

書 類 関 係

1　図書の承諾

受注者は，次に掲げる図書を指定期日までに提出し，部材の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

イ	強度計算書	設計完了後速やかに	２部
ロ	図面類（外形図，組立図，展開接続図及び施工図等）	〃	２部
ハ	納入機器及び材料の仕様	〃	２部
ニ	現場立会検査要領書	検査予定１５日前までに	２部
ホ	その他監督員が指示する図書		必要部数

2　提出書類

受注者は，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品（正・副２部）を提出する。また，次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか，紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

イ	施工計画書	現場工事着手１５日前までに	２部
ロ	工事打合せ議事録　（電子メール等を活用しない場合）	打合せ後７日以内	２部
ハ	据付記録	実施後３日以内	２部
ニ	検査及び試験記録	実施後７日以内	２部
ホ	工事写真（代表写真）	工事しゅん工検査請求日までに	１部
ヘ	完成図書	〃	２部

現場説明書

特記事項2

工事名:R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事(一部債務負担)

（イ）完成図面（外形図，組立図，展開接続図及び施工図等）
（ロ）据付記録
（ハ）検査及び試験記録
（ニ）納入機器及び材料仕様書
（ホ）納入機器成績書及びミルシート
（ヘ）取扱説明書
なお，完成図書のスタイルは，監督員の指示による。
ト　その他監督員が指示する図書　　必要部数

設計及び製作

1　一般事項

イ　機器は使用条件を満足し，かつ，既設備と十分に協調のとれたものとすること。
ロ　機器は製作完了後，工場内で社内検査及び諸試験を行い，合格したものを現場搬入すること。
ハ　機器の設計及び製作にあたっては，現場の状況を十分に調査の上，寸法等を決定すること。
ニ　機器は操作が容易であり，分解または保守，異常時の処置が安全かつ容易に行える構造で耐久性に優れた信頼性の高いものとすること。また，極力省スペース化を図ること。
ホ　機器は地球環境を考慮し，できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに，設計においては十分配慮すること。
ヘ　機器の製作にあたっては，耐震性及び耐雷性を考慮すること。
ト　機器には品名，形式，重量，製造年月日等を銘板にて表示すること。
チ　本説明書に記載なき事項についても，設備の機能上具備すべきものについては，当然これを充足すること。

2　機器の仕様

各機器は，次の仕様を満足するものとする。

イ　ホイスト式天井クレーン

（イ）型式　　ホイスト式ダブルガーダ天井クレーン
（ロ）主要機器構成
１３ｔ吊りホイスト本体，クレーンフレーム（サドル・ガーダ）・走行装置
インバータ制御盤（サドル・ホイスト）・電源盤，集電装置，操縦装置（有線・無線）
点検歩道，逸走防止装置，ホイスト防雨カバー
（ハ）定格荷重　　１３ｔ
（ニ）揚程　　２９ｍ
（ホ）巻上速度　　０．６～６ｍ／ｍｉｎ程度
（微速／通常速度２段可変）
軽負荷（２ｔ吊程度）時：１２ｍ／ｍｉｎ程度
（ヘ）走行速度　　２～１５ｍ／ｍｉｎ程度（微速／通常速度２段可変）
（ト）走行全長　　２１．７ｍ

現場説明書

特記事項3

工事名:R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事(一部債務負担)

（チ）レールスパン　４．８ｍ
（リ）電源　３相２００Ｖ，６０Ｈｚ
（ヌ）給電方式　絶縁トロリ線給電
（ル）巻上電動機　２０ｋＷ程度
（ヲ）走行電動機　１ｋＷ程度×２台
（ワ）制御方式　インバータ制御（巻上・走行）
（カ）操作方法　無線/有線切替式
無線操作（無線式リモコン×２個）
有線操作（有線式リモコン×１個）

（ヨ）特記事項

ａ　ホイスト本体・盤・走行装置は屋外使用となるため，適切な防塵・防雨構造を有するとともに，別添図面に示す防雨カバー（ステンレス製）を備えること。防雨カバーについては点検時の便宜及び結露防止（風通し）を考慮すること。

なお，防雨カバーの寸法については納入するホイスト及びフレームに適合したものとすること。

ｂ　ホイスト本体・盤・走行装置は屋外使用となるため防錆塗装を施すこと。

ｃ　クレーンフレーム（ガーダ・サドル等）は，防錆及びメンテナンス性を考慮し，溶融亜鉛メッキを施すこと。

ｄ　サドル及びガーダに別添図面に示すとおりステンレス製の点検歩道及び手すりを設けること。製作においては，クレーン構造規格等の関係法令に適合するよう考慮すること。

ｅ　運搬，組立に支障のないよう必要に応じて適切に分割して製作し，現地において溶接またはボルト締めにて組み立てても構わない。

ｆ　巻上・巻下共に上下限リミットスイッチ付きとし，走行両端にもリミットスイッチを設けること。

ｇ　過負荷防止装置，外れ止め装置，動作時の警報・表示装置，緩衝装置等の法令に定められた安全装置を備えること。

ｈ　生じる風圧荷重等を考慮した逸走防止装置（フック式）を設けること。

ｉ　安全表示，荷重表示，進行方向表示等の必要な表示をクレーンに掲げること。

ｊ　夜間作業時等の安全性確保のため別添図面に示す照明（ＬＥＤ照明４灯）を設置すること。

ｋ　無線式リモコンは，ホイスト本体より約２９ｍ（発電所搬入口からは約２２ｍ）下部の発電所内操作面より操作可能な仕様とすること。

ｌ　ホイスト及び走行装置等のメンテナンスに必要な油脂類１組程度及び分解組立工具（特殊品が必要な場合）等を備えること。

ｍ　盤特記事項
・適切な防塵・防水構造を有すること。
・盤面には名称板を設置すること。
・電源盤面には電源線電圧の有無を表示すること。
・盤内の故障は盤面に表示すること。
・故障が自動復帰する場合は自己保持回路を設けること。

・盤内には有線/無線の切替スイッチを設置すること。
・有線式リモコンは電源盤等ホイスト本体に付属するものとし，ホイスト本体付近での操作が可能となるようにすること。
・表示灯類には全てＬＥＤを使用すること。
・付属する予備品は下記のとおり。

補助継電器類	各種実装数の２０％以上
ヒューズ類	各種実装数の１００％以上
ＬＥＤ	各種１個以上

ロ　給電用絶縁トロリ線

（イ）線路延長　　２２ｍ×３条（別添図面参照）

（ロ）特記事項

絶縁トロリ線及びトロリ線設置に必要な部品（ハンガー，端末碍子等）は屋外での使用に耐久性を有するものとすること。

ハ　走行レール

（イ）敷設延長　　２３ｍ×２条（別添図面参照）

（ロ）既設レール規格　　３０ｋｇ／ｍレール

（ハ）特記事項

ａ　走行レールは，既設レールと同一規格を基本とし，納入クレーンの規格に応じたものとすること。

ｂ　屋外使用となるため，レール及びレール設置に必要な部品（レール固定ボルト等）には塗装等の防錆処置を施すこと。

ｃ　走行レール両端には，納入クレーンの荷重に耐えうる走行ストッパーを設けること。また，走行ストッパー製作に際しては，逸走防止装置による留置を考慮した構造とし，屋外使用となるため塗装等の防錆処置を施すこと。

３　既設備の仕様

既設備の仕様は以下のとおり。

イ　型式	クラブトロリ式天井クレーン
ロ　定格荷重	１３ｔ
ハ　揚程	２８ｍ
ニ　巻上速度	８ｍ／ｍｉｎ
ホ　走行速度	２０ｍ／ｍｉｎ
ヘ　走行全長	２１．７ｍ（３０ｋｇ／ｍレール２条）
ト　レールスパン	４．８ｍ
チ　電源	３相２００Ｖ，６０Ｈｚ
リ　給電方式	絶縁トロリ線給電
ヌ　巻上電動機	３０ｋＷ
ル　走行電動機	５ｋＷ
ヲ　制御方式	巻上：２次抵抗制御，走行：直入れ制御

現場説明書

特記事項5

工事名:R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事(一部債務負担)

ワ　操作方法　　運転室操作
カ　既設クレーン重量　　約１４ｔ
ヨ　既設備製造者　　石川島重工業株式会社（現　ＩＨＩ運搬機械株式会社）

現 場 工 事

１　一般事項

イ　受注者は，本工事の現場作業の着手に際し，あらかじめ作業手順及び施工方法等について監督員と協議を行わなければならない。

ロ　受注者は，現場工事の施工に際し，必要資格を有する専門技術員を配置するものとする。また，本工事に関して十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守のうえ施工し，工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。

ハ　現場工事に必要な測定及び調査は，すべて受注者の責任において行い，その不良による手戻りを生じた場合は，受注者の負担により解決しなければならない。

ニ　発注者の設備機器の運転，停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし，監督員の許可を得た場合はこの限りでない。

ホ　本工事中に受注者は，作業の安全性確保のため，表示板，安全区画等の対策を講じなければならない。

ヘ　本工事中に受注者は，既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は，監督員の指示に従い受注者の責任において，原形復旧を行わなければならない。

ト　受注者は，工事終了後，速やかに工事現場の整理，整頓を行わなければならない。

チ　撤去品については，監督員が指示する場所に集めておくものとする。

リ　受注者は，本工事に必要な荷受け，仮置等の場所として構内を使用する場合は，事前に監督員の許可を得て使用し，許可された場所以外を使用してはならない。

ヌ　受注者は，現場工事車両数を制限し，車両は定められた場所以外には駐車してはならない。

ル　受注者は，承諾された工事工程表のとおり施工するよう工程管理に対する努力を怠ってはならない。

ヲ　受注者は，危険物の取扱い及び仮置きには十分注意し，定められた対策を講じなければならない。

２　現場工事詳細

現場工事の詳細は，次のとおりとする。

イ　荷下ろしクレーン取替　　１基
（イ）既設クラブトロリ式天井クレーン撤去
（ロ）ホイスト式天井クレーン据付・調整
ロ　給電用電線類取替　　１式
（イ）電源配管・配線取替　　１式
ａ　発電所内２００Ｖ盤から給電用絶縁トロリ線までのケーブルを取替える。
なお，屋外部分については取替に際し，電線管をステンレス製のものにすること。

工事名:R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事(一部債務負担)

また，既設電源線より分岐し２００Ｖ分電盤に至る電線路については，分電盤とともに撤去すること（別添図面参照）。

（ロ）給電用絶縁トロリ線取替　１式

トロリ線取替に際しては，既設支持金物を撤去し，支持金物を新製のうえ設置すること。

ハ　走行レール取替　１式

レール取替に際しては，レール両端に設置の走行ストッパーも取替えること。

なお，走行レール設置の基礎となっている鉄構は既設再使用とする。

ニ　点検タラップ取替　１式

既設クレーンへの乗り込み階段を撤去し，別添図面に示す点検タラップを製作・設置すること。

３　申請書類作成

本工事の施工について，労働基準監督署等へ申請に必要な事前協議を行い，申請書類及び図面を作成すること。

なお,申請に係る手続き及び費用の負担については発注者が行うものとする。

検査及び試験

１　工場検査及び試験

次に掲げる機器については，工場検査及び試験の結果を監督員に提出し，承諾を得た後，現場へ搬出するものとする。

イ　対象機器

ホイスト式天井クレーン

ロ　検査及び試験内容

（イ）外観検査

（ロ）寸法検査

（ハ）性能検査

（ニ）塗装検査

（ホ）絶縁抵抗試験

ハ　その他監督員の指示する項目

２　現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は，次に掲げる項目について行うものとする。

なお，その結果不合格と判断されたものについては，速やかに改善又は補充し，再検査等を受けなければならない。

イ　検査及び試験内容

（イ）員数検査

（ロ）寸法検査

（ハ）性能検査

現場説明書

特記事項7

工事名:Ｒ2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事（一部債務負担）

（ニ）絶縁抵抗試験

（ホ）落成検査（官庁検査）

受注者はクレーン製造者とともに落成検査を受検すること。検査の結果，是正事項の通知を受けた場合には速やかに対応すること。

ａ　構造及び機能検査

ｂ　荷重試験

クレーン定格荷重の１．２５倍に相当する荷重（本クレーンでは１６．２５ｔ）を受注者にて準備し受検すること。

ロ　その他監督員の指示する項目

現場説明書

工事名：R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事（一部債務負担）

工　　程

1 他工事等との調整　（対象　無）

2 施工の制限（対象　無）

3 作業時間帯（対象　無）

4 工事履行報告書（対象　無）

5 その他（対象　無）

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード（対象　無）

2 仮置ブロック（対象　無）

支 障 物 件

受注者は，工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し，監督員に「支障物件確認書（現場着手時）」を提出し，監督員の確認を受けた後，工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査（対象　無）

2 支障物件の撤去（対象　無）

3 立木の置き場所（対象　無）

4 その他（対象　無）

公 害 対 策

1 作業時間（対象　無）

2 事業損失防止対策（対象　無）

3 濁水処理（対象　無）

4 低騒音型・低振動型建設機械（対象　無）

5 六価クロム溶出試験（対象　無）

安 全 対 策

1 交通安全施設等（対象　無）

2 交通誘導警備員（対象　有）

交通整理の必要日数として6日を見込んでいる。配置人員として，交通誘導警備員Bを合計12名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが，関係者との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

3 足場通路等からの墜落防止措置（対象　有）

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること。

現場説明書

工事名:R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事(一部債務負担)

建 設 副 産 物

1 建設発生土の利用(対象　無)

2 建設発生土の搬出(対象　無)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象　有)

1　受注者は，本工事の施工により発生する次の建設副産物について，再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また，搬出に際しては，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
2　受注者は，建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について，監督員と協議するものとする。
3　自己処理を希望する場合は，監督員と協議するものとする。

4　受入先との協議の結果，再資源化が困難である場合は，監督員と協議するものとする。

	金属くず (有価物)	廃プラスチック	ガラスくず	その他
対象物	○	○	○	

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象　無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象　無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象　無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象　無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象　無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象　無)

10 一般廃棄物の搬出(対象　無)

11 根株等の利用(対象　無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象　無)

工 事 用 道 路

1 工事用道路等の補修(対象　無)

2 その他(対象　有)

川口ダム堤頂部道路は通過重量制限があり，左岸側及び発電所上部道路は25t以下，右岸側道路は14t以下となっているため，通行にあたっては十分注意すること。

仮　設　備

1 床掘(対象　無)

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象　無)

3 仮設防護柵工(対象　無)

現場説明書

工事名：R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事（一部債務負担）

4 仮締切り（土留）（対象　無）

5 鋼矢板二重締切（対象　無）

6 水替施設（対象　無）

7 異常出水の処置（対象　無）

そ の 他

1 図面の電子納品（対象　無）

2 標準断面図板設置の省略（対象　有）

本工事は，標準断面図板の設置を省略する。

3 しゅん工標設置の省略（対象　有）

本工事は，しゅん工標の設置を省略する。

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務（対象　無）

※現場代理人の兼務については，同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか，仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※（対象　無）

ただし，主任技術者の専任が必要な工事で，主任技術者が2つの工事を兼務（兼務届を提出する場合）し，かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は，三者会議（三者以上の会議を含む）を実施する。

①橋梁，トンネル，樋門等の重要構造物工事を含む工事
②現場条件が特殊である工事
③施工に要する技術が新規又は高度である工事
④その他，設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は，工事着手前に実施し，施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ，監督員と協議を行って，複数回開催することができる。

※「三者会議」とは，発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより，設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え，設計図書と現場との整合性を確認協議することにより，工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。
なお，基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では，施工者に専門工事業者（下請）の主任技術者を加え会議を実施する。
また，地質構造の複雑な箇所，地形の変化が大きい箇所等，特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では，地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定（対象　無）

7 セメント・モルタル吹付（対象　無）

8 水抜孔（対象　無）

9 種子吹付（対象　無）

10 植栽樹木の植え替え義務（対象　無）

11 使用材料の品質，規格，性能等（対象　無）

現場説明書

工事名：R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事（一部債務負担）

12 LED道路照明灯（道路照明灯）の品質，規格，性能等（対象　無）

13 LED道路照明灯（トンネル照明灯）の品質，規格，性能等（対象　無）

14 使用材料の品質規格等（製品名表示）（対象　無）

15 県産木材の使用（県産木製型枠以外）（対象　無）

16 新技術の活用について（対象　無）

17 舗装工事（対象　無）

現場説明書

工事名：R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事（一部債務負担）

支障物件確認書(現場着手時)

下記工事を施工するので，地下埋設物件について確認をお願いします。

○照会元記入

確 認 申 請 者 名 ：
（TEL:　　－　　－　　）
（FAX:　　－　　－　　）
① 工 事 名 ：
② 路 線 名 ：
③ 施 工 場 所 ：　　（添付図：位置図・平面図）
④ 施 工 時 期 ：令和　年　月　日～令和　年　月　日

○照会先記入

占用物件管理者	地下埋設物の確認		特記事項（試掘・立会等の要否）
	有：埋設されております	無：埋設されておりません	
道路管理者	埋設物： 所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	
上水道	埋設物： 所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	
下水道	埋設物： 所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	
電力	埋設物： 所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	
通信事業者	埋設物： 所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	
ガス	埋設物： 所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	
公安委員会	埋設物： 所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	
	埋設物： 所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	所 属 ： 確認者： （TEL:　－　－　） 確認日：令和　年　月　日	

注）1．受注者が現場着手前に作成し，監督員へ提出すること。
2．地下埋設物の確認：占用物件管理者として，施工区間（場所）が，既占用物件に影響を与えるか否か明確にすること。
3．埋設物：既占用物件である管路または，マンホール等と明記すること。（深度・条数・個数等は省略）
4．確認者：確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。
5．特記事項：占用物件管理者として，施工者に対して要請（要望）等すべき事項を明記すること。
6．占用物件管理者：占用物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。

現場説明書

工事名：R2企総管　川口発電所　荷下ろしクレーン取替工事（一部債務負担）

墜落防止チェックシート

点検実施日時	令和　年　月　日（　）時　分	天候		点検者	

チェック項目	点検項目(結果　良い○　悪い×　該当しない－)	結果	「×」の場合に とった措置
作業開始時 （毎回）	作業実施が危険な天候でないか。		
	作業従事者の服装，安全装備（安全帯等）は適切か。		
足場の設置 （高さ2m以上の足場を設置する場合）	①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また，作業床の幅は40cm以上，床材間の隙間は3cm以下，床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1		
	②作業床端部，開口部等には，足場の種類に応じて，次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の桟若しくは高さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 【枠組足場以外の足場（単管足場等）】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の桟		
	③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は，次の措置を講じているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備（親綱等）を設けているか，又は防網を張っているか。 ・上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 ・臨時に取り外した設備は，作業終了後，直ちに元の状態に戻しているか。		
	④作業床（足場）の設置が困難な場合 防網を張り，安全帯等を安全に取り付けるための設備（親綱等）を設置しているか。		
足場組立・ 解体作業時	足場の組立て等の作業に従事する者は，特別教育を受けているか。※注2		
	技能講習を修了した者のうちから，足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注3		
	足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注3		
	足場の設置は手すり先行工法による施工か。		
	足場材の緊結，取り外し，受渡し等の作業では，次の措置を講じているか。※注4 ・幅40cm以上の作業床を設けているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備（親綱等）を設け，労働者に安全帯を使用させているか。		
足場上での作業時 （毎回）	通路面は，つまづき，滑り，踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。		
	作業床及び囲い等の設置が困難なとき（「足場の設置」における③及び④該当時）は，安全帯を使用させているか。		
	安全帯等を安全に取り付けるための設備（親綱等）の点検を実施したか。		
昇降設備の 設置	高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は，安全な昇降装置を設けているか。		

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は，このチェックシートを作業日毎に作成し，保管すること。
監督員より請求のあったときは，直ちに提示すること。
このチェックシートは重要な項目について抽出したものである（全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事
※注1　はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって，床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては，H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り，「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。
※注2　H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は，H29.6.30までの間は特別教育を要しない。
※注3　つり足場，張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。
※注4　つり足場，張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。